

平成 30 年度の E B P Mに係る取組について

平成 30 年 4 月 27 日
E B P M推進委員会決定

平成 30 年度においては、E B P Mの意義や効用を政府内に浸透させ、今後のE B P M推進の土台とするため、以下のとおりE B P Mの実践に取り組む。あわせて、E B P Mに関する知見の習得等（情報活用能力、データ分析能力の向上を含む。）の職員の能力開発に取り組む。

I. 「E B P M取組方針」の作成等

各府省は、平成 30 年度の「E B P M取組方針」を作成し、E B P Mの観点から政策の検証（適確な課題把握・目標設定、政策効果の予測・測定等）を行い、政策の見直しや新規政策の立案に反映した実例の創出等に取り組む。

II. 実例創出に向けた検討状況の確認等

内閣官房行政改革推進本部事務局（以下「行革事務局」という。）は、政府横断的なE B P Mの推進を図るため、各府省の実例創出に向けた検討状況の確認や、取組に対する助言等の支援を行う。また、行革事務局は、各府省の取組に資するよう、行革事務局が依頼した参考人と具体的な相談や意見交換ができる機会を設ける。

III. E B P M推進委員会への報告

各府省は、上記取組を行った実例の中から 1 例以上を選定し、平成 30 年末を目途に、E B P M推進委員会に報告する。

以上